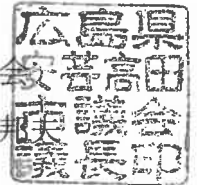


市長	副市長	部長	課長	係長	係長	係長
石丸	米村	行森	山本		下瀬	

令和4年3月22日

安芸高田市長 石丸 伸二 様

安芸高田市議会  
議長 穴戸 邦



安芸高田市議会議員政治倫理審査会の審査結果及び安芸高田市  
議会議員政治倫理規程に基づく措置について

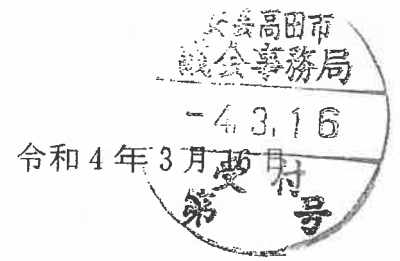
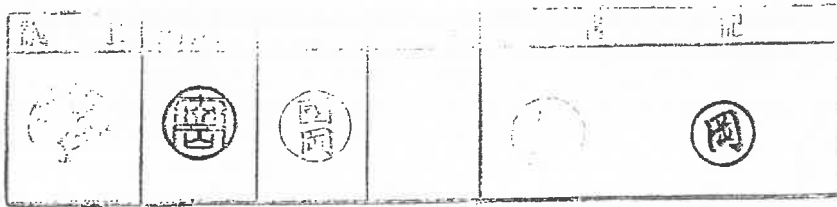
令和4年1月25日付で、安芸高田市議会議員政治倫理規程第5条の規定による審査請求書が提出された件について、別紙「安芸高田市議会議員政治倫理審査会報告書」のとおり、安芸高田市議会議員政治倫理規程第3条第1項第3号に抵触する威圧的な言動に至った事実が認められましたとの報告を受けました。

については、第9条の規定により次の措置を講じましたので、通知します。

- 1、措置 (1) 安芸高田市議会議員政治倫理規程を遵守するよう警告する。
- (2) 同規程の遵守に関する誓約書の提出を求める。

安芸高田市取受	
安高総務	号
-4.3.22	
処理期限	・
ファイル	解任





安芸高田市議会  
議長 宍戸 邦夫 様

安芸高田市議会議員政治倫理審査会  
会長 石飛 慶久

### 安芸高田市議会議員政治倫理審査会報告書

令和4年1月28日に付託された審査事項について、次のとおり決定したので、安芸高田市議会議員政治倫理規程第7条第4項の規定により報告します。

#### 記

#### 1、調査事項

安芸高田市議会議員政治倫理規程第3条第1項第3号に抵触する言動

#### 2、調査の経過

別紙「調査の経過」のとおり

#### 3、調査の概要

##### (1) 山本数博議員への事情聴取

次の事項に関する見解について、資料の提出を求め事情聴取をした。

##### ① 自身がハラスメントを認めた見解

ア 当初はハラスメントを否定していたが、どのように考えが変わり、ハラスメントを認めたのか。

イ どのような場所（環境）で発言したか。

ウ どのような声の大きさと発言したか。

エ 対応した職員及び周囲にいた職員の反応はどうだったか。

オ 窓口にお問い合わせに行った目的は何か。

##### ② 窓口で対応した職員が作成した「協議及び折衝業務等従事報告書」の記載内容

##### (2) 事情聴取をした内容をもとに、次の項目について各委員の見解を集約した。

##### ① 発言内容

##### ② 威圧の有無

##### ③ 言動に関する指摘(感想)

##### (3) 各委員の見解をもとに、次の項目について協議した。

##### ① 議員の言動の問題点の有無

##### ② 明らかな威圧行為の有無

##### ③ 不当要求の有無

#### 4、まとめ

問題とされる言動は、令和3年9月8日（水）午前9時45分から9時55分の間になされたもので、コロナワクチンの接種をしていない地域住民（高齢者）に対する行政対応を求める中で生じている。また、ハラスメント行為については議員自身が認めている。

審査の中で「協議及び折衝業務等従事報告書」の記載内容について、議員が認める箇所がある一方で記載内容と証言内容が相違する箇所が存在したが、内容の相違について事実を確認することができない。

以上のことから、地域住民の要望に関する行政対応を求める中で、安芸高田市議会政治倫理規程第3条第1項第3号に抵触する威圧的な言動に至った事実が認められた。

なお、不当要求の有無については判断できなかった。

■調査の経過

別紙

1、審査会における議題及び決定事項

回数	日時	議題	決定事項等
1	R04.1.28	○正副会長の互選 ○今後の審査方針について	○指名推選により正副会長を決定。 ○審査会の報告書は3月末までに議長へ提出する。 ○2回目の審査会で山本数博議員の事情聴取を行う。 ○議員への事情聴取終了後、その後の審査会の形を決める。
2	R04.2.10	○参考人への事情聴取について	○参考人（山本数博議員）へ「審査会の確認事項に対する回答」、「協議及び折衝業務等従事報告書」を基に事情聴取を行った。 ・次回審査会は会議録により記入内容を確認した後に調整をする。
3	R04.3.9	○確認事項に対する参考人の回答及び各委員の所見総括表について	○議員の言動の問題点の有無を確認 ・問題のある発言があった。 ・協議及び折衝業務等従事報告書に記載の中身をこれ以上確認すること ができない。 ○明らかな威圧行為の有無を確認 ・議員の発言に威圧的な内容があった。 ○不当要求の有無を確認 ・参考人の証言内容と担当課の記録に相違があるため、不当要求の有無については判断ができない。

